

令和 8 年度 土木工事施工管理基準

新旧対照表

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）					改定版（令和8年10月）									
施工管理基準－1	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書第1編1－1－23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。				施工管理基準－1	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書第1編1－1－24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。								
施工管理基準－2	7. その他				施工管理基準－2	(2)3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。								
(新規追加)														

編	章	節	条	表番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般土工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基準高	▽ 0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	○ D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径	○ 設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌量の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						深 度	L 設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (専尺計測による確認は不要)		

P82

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）

工種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成果等に関する確認
1 施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・ 荷卸し時または、工場出荷時に運搬道から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150箇所ごとに1回、なお、デスビースの採取は打設場所で採取し、1回につき5個(φ7...3個、φ28...3個)とする。 ・ 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φφ)を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「1日当たり打設量小規模となる(注)の品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が500未満の場合は1工種1回以上の試験、またはシェーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ。 1工種当りの総使用量が500以上の場合は、500ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、板橋(場所打ち、井筒管等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、構造物(高さ1m以上)、涵洞工、涵洞、暗管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、竈竈、その他これらに類する工種及び特記様書で指定された工種)	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1120	±1.5% (許容差)	・ 荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150箇所ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		

改定版（令和8年10月）

工種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 コンクリート工(鉄筋・型枠工事)	施工必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の95%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の併試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1個/日以上。または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150箇ごとに1個、なお、テストピースの採取は打設場所を採取し、1個につき3個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1個以上の試験、またはディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50箇ごとに1回の試験を行う。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	=1.5%(許容差)	・荷卸し時1個/日以上。または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150箇ごとに1個、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(地所打杭、井筒管等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、遮門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、涵洞、その他これらに該当する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

P9

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値			試験要領	検 査 要 素	試験成績表等に する確認
下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生下層路盤材に用いる スベルトコンクリート 再生骨材は、すり減り量が40%以下とする。			・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生下層路盤材に適用する。 ・中規模工事：2,000ml以上とする。 ・小規模工事：2,000ml未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300 ml以下は省略できる。	○
			施工	必須	現場密度の測定	破壊調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	密かけ調査法	測定値の平均値とし	・2,000 mlまでは3個とし、2,000 mlを超える場合は、1,000 mlにつき1個増加する。	・中規模工事：2,000ml以上とする。 ・小規模工事：2,000ml未満とする。 ・300 ml以下は省略できる。
		重量、経年等			最大乾燥密度の95%以上	$\gamma_w \geq 95\%$ 以上 $\gamma_w \geq 90\%$ 以上 $\gamma_w \geq 85\%$ 以上				
				歩道（重量を等とした場合）	最大乾燥密度の93%以上	$\gamma_w \geq 93\%$ 以上 $\gamma_w \geq 88\%$ 以上 $\gamma_w \geq 83\%$ 以上				
			ブルーフローリング	破壊調査・試験法便覧 [4]-260				・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた圧縮機材と同年以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・300 ml以下は省略できる。	

工 種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値			試験基準	摘 要	試験成績表等による確認					
7.下層路盤	材料 その他	埋骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生下層路盤材に用いる α - β - γ - δ - ϵ - ζ - η - θ - ι - κ - λ - μ - ν - ξ - π - ρ - σ - τ - υ - ϕ - χ - ψ - ω 再生骨材は、すり減り量が40%以下とする。			・中規模以上の工事：施工前、材料到着時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生下層路盤材に適用する。 ・中規模工事：2,000ml以上とする。 ・小規模工事：2,000ml未満とする。 ・材料の品質証明書によることができる。 ・300ml以下は省略できる。	○					
		透視密度の測定	振動試験・試験法便覧 [4]-256 砂置法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	<table><tr><td>層別の測定</td><td>層別の測定</td><td>測定値の平均値</td></tr><tr><td>基準、目標値</td><td>最大乾燥密度の95%以上</td><td>$\Delta\rho\geq0\%$ $\Delta\rho=0\%$以上 $\Delta\rho\leq-10\%$以上</td></tr><tr><td>歩道（密度を要しない部分）</td><td>最大乾燥密度の90%以上</td><td>$\Delta\rho=0\%$以上 $\Delta\rho=-5\%$以上 $\Delta\rho\leq-10\%$以上</td></tr></table>	層別の測定	層別の測定	測定値の平均値	基準、目標値	最大乾燥密度の95%以上	$\Delta\rho\geq0\%$ $\Delta\rho=0\%$ 以上 $\Delta\rho\leq-10\%$ 以上	歩道（密度を要しない部分）	最大乾燥密度の90%以上	$\Delta\rho=0\%$ 以上 $\Delta\rho=-5\%$ 以上 $\Delta\rho\leq-10\%$ 以上	・2,000mlまでは値とし、2,000mlを超える場合は、1,000mlにつき1層加算する。
層別の測定	層別の測定	測定値の平均値												
基準、目標値	最大乾燥密度の95%以上	$\Delta\rho\geq0\%$ $\Delta\rho=0\%$ 以上 $\Delta\rho\leq-10\%$ 以上												
歩道（密度を要しない部分）	最大乾燥密度の90%以上	$\Delta\rho=0\%$ 以上 $\Delta\rho=-5\%$ 以上 $\Delta\rho\leq-10\%$ 以上												
		ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	振動試験・試験法便覧 [4]-269 または、「地盤実形査定装置を用いたブルーフローリング管理票（案）」				・全層、全区域で実施する。 ・事前計測時確認を行い、システムの計測結果が確保されていることを確認する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め風を持つローラーやトラック等を用いるものとする。 ・300ml以下は省略できる。 ・地盤の実形を連続的に計測し、施工範囲全体の変位量もヒートマップとして記録・管理する。						

P19

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）										改定版（令和8年10月）										
11 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量≧0.9%以内		・混合物の種類毎に累計使用量が1,000t毎に1回行うものとする。 ・印字による場合は、舗装施工便覧（平成18年版）表10. 5. 1による。		○	プラント	必須	アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量≧0.9%以内		・混合物の種類毎に累計使用量が1,000t毎に1回行うものとする。 ・印字による場合は、舗装施工便覧（平成18年版）表10. 5. 1による。		○		
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。		随時		○			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。		随時		○		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。		設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認 アスファルト混合物の耐流動性の確認 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。		設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認 アスファルト混合物の耐流動性の確認 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認		
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44								ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44							
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18								ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18							
	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車 道		歩 道		2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個加算する。 ・但し、橋面舗装はコア採取しない でAs合材量（プラント出荷数量）と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・300㎡以下は省略できる。	○	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車 道		歩 道		2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個加算する。 ・但し、橋面舗装はコア採取しない でAs合材量（プラント出荷数量）と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模工事：2,000㎡以上とする。 ・小規模工事：2,000㎡未満とする。 ・300㎡以下は省略できる。	○
					基本密度の98%以上 $X_{\bar{a}}=98.0\%以上$ $X_{\bar{a}}-1=96.0\%$ $7-10=96.0\%$		基本密度の92%以上 $X_{\bar{a}}=92.0\%以上$ $X_{\bar{a}}-1=90.0\%$								基本密度の98%以上 $X_{\bar{a}}=98.0\%以上$ $X_{\bar{a}}-1=96.0\%$ $7-10=96.0\%$		基本密度の92%以上 $X_{\bar{a}}=92.0\%以上$ $X_{\bar{a}}-1=90.0\%$			
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固めの効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定		随時		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。			温度測定（初期締固め前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固めの効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定		随時		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		

P31

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			温度測定（初期締固め前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固めの効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全橋、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を逐格的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	

P32

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）								改定版（令和8年10月）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TSS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固めの機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TSS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固めの機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	沈下状況異常なし	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。				舗装調査・試験法便覧 [4]-288	沈下状況異常なし	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		我車線に延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。							路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測結果確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。		
		その他	現場CER試験	JIS A 1222	設計図書による。	我車線に延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。				平板載荷試験	JIS A 1215		我車線に延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
											現場CER試験	JIS A 1222	設計図書による。	我車線に延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められた時。	確認試験である。		

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	沈下状況異常なし	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、迅速打働工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

改定版（令和8年10月）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	沈下状況異常なし	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、迅速打働工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形計測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

P70

34 プランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.9%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○
			再生骨材 旧アスファルト計入量	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20（1/10 mm）以上（25℃）	再生混合体製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを越える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○

34 プランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.9%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○
			再生骨材 旧アスファルト計入量	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20（1/10 mm）以上（25℃） ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合体製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを越える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	・試験終了後、試験結果の提出により省略できる。	○
			再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧（令和6年3月）付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70（MPa/mm）以下（25℃） ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合体製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを越える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○

P103

36 ガス切斷工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μmRy以下 二次部材の最大表面粗さ：100μmRy以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）	最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さR2とする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん路を越えず容易にはく離するもの。		
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
	その他		平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく）		
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく）		

36 ガス切斷工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ：50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）	最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さR2とする。	
			ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあってはならない		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し付着しているが、こん路を越えず容易にはく離するもの。		
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
	その他		平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく）		
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく）		
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切斷面の品質基準」に基づく）		

P105

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）								改定版（令和8年10月）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
37 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	37 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満表曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○				型曲げ試験（19mm未満表曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.2衝撃試験片による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

P106

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）

工 程	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査、20.8.7内部きず検査の規定による。	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・腐蝕探傷試験または遠透探傷試験を行う者は、それぞれの試験に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-探傷者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

改定版（令和8年10月）

工 程	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による。	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・腐蝕探傷試験または遠透探傷試験を行う者は、それぞれの試験に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-探傷者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

P107

工 程	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工 程	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

P108

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）								改定版（令和8年10月）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
37 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は設計上許容される寸法でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の表状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。 ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たすうえで許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.7に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする	○	37 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は設計上許容される寸法でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の表状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。 ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たすうえで許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.7及び表-解20.8.7に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解16.3.2に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする	○

P109

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和7年10月版）

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は放射線探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	放射線探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS 2 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手に付き3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材篇20.8.6外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材篇20.8.5に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材篇8.3.2継手の強度等級に示されている。		
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする		

改定版（令和8年10月）

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績 表等による確認
37 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は放射線探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	放射線探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS 2 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手に付き3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。		
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする		

土木工事写真管理基準 新旧対照表

現行（令和 7 年10月）

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	着手前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	

改正（令和 8 年10月）

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	着手前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策 現場環境改善費関係等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	

編 章 節 条 枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	
				位置・間隔 杭径	1 施工箇所に 1 回 [打込後]
				深度	1 施工箇所に 1 回 [打込前後]

編 章 節 条 枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	
				位置・間隔 杭径	1 施工箇所に 1 回 [打込後]
				深度	1 施工箇所に 1 回 [打込前後]
				ただし、（スラリー攪拌工）において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	

P4

P37